南アルプス市上下水道局公告第１号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和７年１０月２日

南アルプス市長　金　丸　元

１　委託業務名称

南アルプス市上下水道料金等徴収業務委託

２　委託業務概要

(1)　開栓・閉栓等受付及び転居精算業務
(2)　検針業務
(3)　調定及び調定更正業務
(4)　口座振替業務
(5)　コンビニ収納及び決済アプリ収納業務
(6)　納入通知書発送業務
(7)　滞納整理業務
(8)　給水停止業務
(9)　電子計算処理業務
(10)　受付・窓口業務
(11)　公金収納業務
(12)　メーター管理業務
(13)　徴収業務に係る帳票類（使用水量等のお知らせ、納入通知書、封筒等）の調達及び経費負担
(14)　業務履行にあたり使用する複合機の調達及び経費負担

３　履行場所

南アルプス市が定める行政区域

4　履行期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。

5　参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされてないこと。

(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされてないこと。

(4)　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

(6)　南アルプス市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(7)　南アルプス市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成２９年告示第３６号）及び南アルプス市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成２１年告示第３９号）による停止処分を受けていない者であること。

(8)　直近２年間の国税および地方税に滞納がないこと。

(9)　過去３年以内に、給水人口７万人以上の水道事業体において、本業務委託内容と同種または類似の業務を受託した実績があること。

(10)　常時雇用関係があり、かつ、業務責任者は、本業務委託内容と同種又は類似の業務実務において、業務責任者を３年以上経験した者、また、副業務責任者は、本業務委託内容と同種又は類位の業務実績を２年以上経験した者を配置できること。

(11)　本業務の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。

(12)　水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を常時配置できること。

(13) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

(14) 単体企業であること。

6　手続等

(1) 資料配布

企画提案実施及び作成要領、仕様書、選考基準等は南アルプス市ホームページにて公表するので参照すること。

(ホームページアドレス：http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/)

(2) 提出方法

参加表明書及び企画提案書の提出方法、提出期限及び提出場所については、企画提案実施及び作成要領を参照すること。

7　問合せ先

南アルプス市上下水道局　総務課
〒４００－０２２２
山梨県南アルプス市飯野３３０３
電　話　０５５－２８２－２０８２
ＦＡＸ　０５５－２８４－４８８９
電子メール　kgsomu@city.minami-alps.lg.jp